

△ 大切なお知らせです。必ずご確認ください △

令和6年10月分からの児童手当制度の改正についてのご案内

1 改正内容

(1) 所得制限が撤廃されます！！

(2) 支給対象となる子の年齢が高校生（年代）までとなります！！

⇒平成18年4月2日以降に生まれた子を養育している父母等が全員受給可能となります。

(3) 第3子加算の数が変更となります！！

⇒平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子から数えて3番目以降の子の手当に第3子加算がされます。

(4) 第3子加算の金額が月額3万円になります！！

(5) 支給月が増加します！！

⇒10月・12月・2月・4月・6月・8月の年6回となります。

2 制度の改正により申請が必要な人

△ 次のいずれかに該当する人は申請が必要です △

(1) 児童手当・特例給付を受給していない人

主に次のアまたはイの人が対象となります。


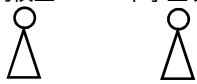

ア 制度改正前の所得制限により支給を受けていない人

イ 養育している児童のうち、生年月日が平成18年4月2日から平成21年4月1日までの子（以降、高校生年代の子という）はいるが、平成21年4月2日以降に生まれた子はいない人

(2) 児童手当・特例給付を受給中で、高校生年代の子を算定児童として申請していない人

(3) 児童手当・特例給付を受給中で、平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子（以降、大学生年代の子という）を養育しており、大学生年代の子を含めて児童3人以上養育している人

※申請が必要な人の事例

(1) ア	(1) イ	(2)	(3)
<ul style="list-style-type: none">・所得が高いため、申請しなかった人・所得が高いため、申請が却下になった人・所得が高いため、児童手当の受給が終了した人	<p>大学生 高校生</p>  <p>高校生年代の子は養育しているが、中学生以下の子は養育していない</p>	<p>高校生 中学生以下</p>  <p>高校生年代の子を算定児童として申請していない</p>	<p>大学生 高校生 中学生以下</p>  <p>大学生年代の子を含めて養育している児童が3人以上</p>

大学生：平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子

高校生：平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた子

中学生以下：平成21年4月2日以降に生まれた子

(1) アまたはイの人でも、養育している児童が3人以上おり、その中に大学生年代の子がいれば、申請書に大学生年代の子の情報を記入してください。

△ 裏面に続きます。必ずご確認ください △

3 制度の改正後の手当額について

(月額)

	3歳未満	3歳～小学生	中学生	高校生年代
第1子・第2子	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
第3子以降	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

4 申請方法など

児童手当認定請求書に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて提出してください。
※必要書類については、同封の認定請求書記入例の裏面をご確認ください。

次のいずれかの方法で提出してください。

- 1 港区子ども若者支援課子ども給付係に郵送
郵送先：〒105-8511 港区芝公園1-5-25
- 2 お近くの総合支所区民課保健福祉係の窓口へ持参
- 3 マイナポータルより電子申請（マイナンバーカード要）

申請期限：令和6年9月30日（月）必着

※申請期限までに不足書類等なく申請した場合、令和6年12月10日（制度の改正後最初の定期支給）にお振込みします。

※申請期限を過ぎた場合でも、令和7年3月31日（必着）までに申請いただければ令和6年10月分から遡って支給します。（制度の改正に伴う特例措置）

5 その他注意事項 等

- 児童手当の請求者は、日本国内に住民登録のある児童の父または母のうち、所得の高い人になります。（原則、父母以外の人不可）
請求者となりえる人が他自治体に居住している場合は、請求者が居住している自治体に申請してください。なお、児童の父母どちらも受給が難しい場合は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。
- 他自治体に居住している配偶者が受給中の場合や、離婚により元配偶者が児童を監護している場合などは、申請対象外となります。
- 港区に申請して以降、他自治体に転出した場合は、速やかに転出先の自治体に申請してください。（制度の改正前から児童手当を受給している人も、転出後引き続き児童手当を受給するためには、転出先で申請が必要です。）
- 離婚協議中や配偶者からの暴力により避難している人は、一定の要件を満たせば児童手当の受給が可能となります。詳しくは、下記問い合わせ先までお問い合わせください。
- 公務員の場合は、児童手当は勤務先から支給されます。公務員の人で申請が必要な場合は、所属庁に申請してください。

お問い合わせは

港区子ども若者支援課子ども給付係
電話：03（3578）2431